

# 宿泊税について聞かれたら

Q 宿泊税の使いみちは？

対応案：

三つ折リーフレットに記載の「宿泊税の使いみち」を提示してください。

具体的に尋ねられた場合は、以下の活用例をお伝えください。

## 宿泊税の活用例（一部）

### ●情報発信

デジタルマップ作成、観光情報サイトのリニューアル



### ●受入環境整備

シェアサイクル整備、駐車場不足対策

観光地のトイレや街灯などの美装化



### ●観光資源の磨き上げ

旅行者の興味や最新のトレンドにあわせた

魅力的な観光プラン・体験メニューの開発



リーフレットをご覧ください。

### ●オフシーズン対策

観光客が減少する冬季・梅雨時季の閑散期対策  
(宿泊割引クーポン発行、松江の季節ごとの料理の  
魅力アップ・ブランド化)



### ●基金積立

コロナや災害等が起きたときでも、観光需要を  
回復させ、地域の活気を取り戻す



## Q 宿泊者から「宿泊税を払いたくない」と言わされたら?

対応案:

宿泊税は、松江市が条例により定めた「税金」です。宿泊施設の判断で、課税対象であるものを徴収しないということはできないことをお伝えください。

事前に予約サイトや自動返信メール、チェックイン時の案内などで、宿泊税の存在を伝えておくことで、トラブルを未然に防ぐことができます。多言語対応のリーフレットやチラシを活用するのも効果的です。

説明が難しい場合は、松江市役所の担当課をご案内ください。

宿泊税の「しくみ」について … 市民税課諸税係 (0852-55-5154)

宿泊税の「使いみち」について … 観光振興課観光戦略係 (0852-55-5044)

